

## 徳島県企業管理規程第二号

徳島県企業局会計年度任用職員給与規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和五年二月十七日

徳島県企業局長 板 東 安 彦

徳島県企業局会計年度任用職員給与規程の一部を改正する規程

徳島県企業局会計年度任用職員給与規程（令和二年徳島県企業管理規程第二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項を次のように改める。

給料表の種類は、次の各号に掲げるとおりとし、各給料表の適用範囲は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 行政職給料表 他の給料表の適用を受けない全ての職員
- 二 技能労務職給料表 技能労務職員

第二条第二項中、「前項」の下に「第一号」を加え、「第三条第一項第一号の規定の下に」、「同項第二号の技能労務職給料表は会計年度任用技能労務職員の給与に関する規則（令和二年徳島県規則第五号）第二条の規定の」を加える。

第三条第一項中、「別表第四」を「別表第五」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、技能労務職員の職務の等級の分類の基準となるべき職務の内容は、会計年度任用技能労務職員の給与に関する規則（令和二年徳島県規則第五号）第三条の規定の例による。

第三条第二項中、「同程度の職務で」の下に「別表第一に定める」を加える。

第四条第一項第二号を次のように改める。

二 職務の等級を次に掲げる職務の等級に決定された会計年度任用職員（以下「特定職員」という。） 常勤職員（条例第二条第一項に規定する職員をいう。以下同じ。）

との均衡及び当該特定職員の有する能力等を考慮して決定する号俸

イ 行政職給料表の二級及び三級

ロ 技能労務職給料表の二級以上

第四条第二項中、「その者に適用される」の下に「給料表の別に応じ、かつ、」を加える。

第七条中、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。別表第二初任給基準表を次のように改める。

ㄎ 行政職給料表初任給基準表

職名	初任給	上限
専門業務	1級21号俸	1級33号俸
一般業務	1級5号俸	1級17号俸
補助業務	1級1号俸	1級5号俸

備考 企業局長が特に必要と認める者にこの表を適用する場合は、その者に適用される同表の初任給欄及び上限欄に定める号俸の号数に四を加えて得た数を号数とする号俸をもって、それぞれ同欄の号俸とすることができる。

ロ 技能労務職給料表初任給基準表

職名	初任給	上限
技能労務	1 級29号俸	1 級41号俸

#### 附 則

この規程は、令和五年四月一日から施行する。